

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税賦課ファイル
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部保険年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税賦課に関する管理のため
記録項目	<p>1 記号番号、2 世帯コード、3 世帯主氏名、4 通知書番号、5 現住所、6 前住所、7 転入前住所、8 転出先住所、9 郵便番号、10 被保険者氏名、11 性別、12 生年月日、13 年齢、14 宛名コード、15 資格取得日、16 資格取得事由、17 資格取得届出日、18 資格喪失日、19 資格喪失事由、20 資格喪失届出日、21 国保資格区分、22 退職者医療制度認定日、23 認定事由、24 認定届出日、25 退職者医療制度脱退日、26 脱退事由、27 脱退届出日、28 退職者医療制度本人扶養区分、29 離職該当日、30 旧被扶養者該当日、31 旧国保該当日、32 総所得金額、33 所得等（給与収入・給与所得・専従者給与収入・専従者控除額・年金収入・年金所得・営業所得・農業所得・不動産所得・譲渡一時所得・分離課税所得・その他所得・分離譲渡益・分離譲渡特別控除）、34 住民税情報（課税標準額・所得割額・均等割額・非課税区分・被扶養区分・資料区分）、35 資産税額、36 共有有無、37 世帯課税情報《(医療分・支援金等分・介護分・一般分・退職分) 基準所得額・所得割額・資産割額・均等割額・均等割額対象人数・平等割額・軽減額・限度超過額・算出額・月割減額・一部増減額・賦課額・各期別税額・普徴賦課額・特徴賦課額》、38 個人保険税額《(医療分・支援金等分・介護分) 所得割額・資産割額・均等割額》、39 口座情報（口座番号）、40 課税更正事由、41 課税更正年月日、42 年金保険者情報（特徴補足年月・特徴開始年月・特徴停止年月・介護金額・特徴開始時賦課額・老齢基礎年金部分受給額・特徴義務者・年金コード・基礎年金番号）</p>

記録範囲	国民健康保険被保険者の国民健康保険税の賦課資料	
記録情報の収集方法	市の機関及び他市町村により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	市の機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称 狭山市健康推進部保険年金課	
	所在地 〒350-1380 埼玉県入間川 1-23-5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項 第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備 考		